

豊能町地域防災計画修正（案）に対するパブリックコメント（意見募集）の実施結果について

○募集期間：平成30年11月27日（火）から平成30年12月25日（火）まで

○応募方法：電子メール、FAX、郵送、持参

○応募人数・意見等：1人 5件

ご意見ご提言の内容	町の考え方
<p>1. 住民が直接行動・活動しなければならない事項について簡潔に取り纏めたものを作成し各戸に配布してほしい。</p> <p>○自治会単位で対応することになっているようですが、自治会組織で対応できる事項は限られているので、会員に十分理解され協働で行動することを納得して貰えるような簡潔なマニュアル等を作成して欲しい。</p> <p>※地区毎の「簡潔な避難計画」</p> <p>※避難所毎の「避難所運営マニュアル」</p> <p>※「要配慮者に対する避難誘導マニュアル」</p> <p>2. オペレーション体制として、「被災生活が長期間に及ぶ可能性があり、プライバシーの保護等」を上げています。</p> <p>○避難所の先行事例では段ボールで作れるベッドの導入、紙パイプを架台としてカーテンで仕切る空間の確保等がありました。が、このような配慮もされているのでしょうか？</p>	<p>○ 本町においては、平成29年3月に豊能町総合防災マップを作成し、「各家庭における災害への備え」や地区毎の災害危険箇所及び指定緊急避難場所・指定避難所などについて周知を行っているところですのでご活用ください。</p> <p>○ また、広報「とよの」においても、防災・減災に関する記載内容の充実などを検討するとともに、各種マニュアル策定時には簡潔でわかりやすいマニュアルの策定に留意し、地域における防災力の向上に努めてまいります。</p> <p>○ 避難所生活が長期化するような大規模災害が発生した場合においては、大阪府及び国などとも連携を図りつつ、避難者の特性も考慮しプライバシーの保護に必要となる資機材等を調達し、対策を講じることとなります。</p>

ご意見ご提言の内容	町の考え方
<p>3. 福利厚生として、「災害対策従事者には、宿泊及び仮眠施設等の確保、食料等の調達、勤務状況の把握管理」などが記載されています。</p> <p>① 「災害対策活動従事者」とはどのような方々を指すのでしょうか</p> <ul style="list-style-type: none"> ○箕面市の消防関係者は？ ○豊能町の消防団員は？ ○警察関係者は？ ○インフラ関係者は・ <ul style="list-style-type: none"> △大阪広域水道企業団の関係者は？ △電気事業・ガス事業の関係者は？ △情報・通信事業関係者は？ △道路等管理者は？ △バス・電車・タクシー等交通事業関係者は？ <p>②協力要請先機関からの派遣者は？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ご指摘いただいた事項は、「第3編 風水害応急対策／第1章 災害警戒期の活動／第2節 組織動員体制／第6 福利厚生」に該当し、第2節は本町の組織動員体制を記載する項目であるため、災害対策活動従事者は、町職員及び非常勤特別職である豊能町消防団員となります。 ○ 協力要請先機関からの派遣者及びその他機関関係者については、原則として、被災地の事務事業等の負担増大にならないように、所属する機関が対応することとなります。

ご意見ご提言の内容	町の考え方
<p>4. 避難所について</p> <p>① 避難所については、災害別に用途が違っているように思う。緊急避難する場合にどの避難所に行くべきかを考えさせるのではなく、全ての避難所が使えるようにすべきではないでしょうか？</p> <p>② 避難所の収容能力は何人となっているのか？ ときわ台地区は西公民館が最寄の避難所となるが、ときわ台地区の何人が収容可能なのでしょうか？</p> <p>③ 避難所に備蓄されている食料等は何人・何日分を確保しているのでしょうか？ その算定根拠は？</p> <p>④ 被災者でも事情により自宅避難を選んだ方々への食糧等は確保され支給されるのでしょうか？</p>	<p>○ 指定緊急避難場所及び指定避難所として「東能勢中学校体育館、高山コミュニティーセンター、吉川小学校体育館、吉川中学校体育館、光風台小学校体育館」を指定しています。また、本町は、中山間地域にあり局所的な災害の発生にも柔軟に対応することが求められることから「自主防災組織等の主導による避難施設」や「弾力運用避難所」を位置付けているところです。</p> <p>○ 「資料 5-1 避難所等一覧」に記載のとおりです。大規模災害によって多くの避難者が発生した場合には、吉川中学校体育館などに避難していただくこととなります。なお、弾力運用避難所は臨機応変な運用を想定しているため、受け入れ可能人数は設けておりません。</p> <p>○ 備蓄物資の算定根拠は、「資料 6-1 重要物資の備蓄」に記載のとおりで、物資の備蓄を進めています。また、指定避難所の備蓄倉庫には毛布・水等を備蓄しています。</p> <p>○ 原則として、家屋が被災された方々やライフラインの長期途絶などによって炊事等が行えない方々に配慮し、食糧等を支給することとなります。</p>

ご意見ご提言の内容	町の考え方
<p>5、防災訓練の実施について</p> <p>地区別に防災訓練が実施されており、自治会の訓練については消防署が指導している</p> <p>① この防災計画に従って、夫々のマニュアルに基づく訓練へ移行することが必要ではないでしょうか？</p> <p>その為には、今回の「豊能町地域防災計画修正（案）」のように膨大なものは住民が対応できないので、1項で述べた住民が協働で実行できるものでなければならないと思う。</p> <p>② 町が作成した（作成する）マニュアルは、具体的に住民と町が協働で訓練を実施し、スムーズに実行可能なものにしていくことが肝要ではないでしょうか？</p>	<p>○ ご意見を踏まえ、自治会、自主防災組織、消防団、関係機関等とも連携を図り、より実行性の高い防災訓練の実施やマニュアルの作成に努めてまいります。</p>